

提供年月日：令和3年(2021年)8月3日
 部局名：総務部
 所属名：市町振興課
 担当名：財政係
 担当者名：中村、佐藤、青木、辻、村上
 内線：3235
 電話：077-528-3235
 E-mail：bh0003@pref.shiga.lg.jp

令和3年度普通交付税等(市町分)の額の決定について

令和3年度に交付される普通交付税等の額が、8月3日総務省において決定されました。

I 交付決定額等の状況

《普通交付税＋臨財債》

対前年度で、**158億6,981万6千円の増額**（+17.1%）（全国市町村分+13.9%）

〈普通交付税のみでは、**52億1,229万5千円の増額**（+7.0%）（全国市町村分+5.2%）〉

（単位：千円、%）

| 区分 | 令和3年度(A) | 令和2年度(B) | 増減(A)-(B) | 伸率 | 全国伸率 |
|---------|-------------|------------|------------|-------|-------|
| 普通交付税額 | 80,073,568 | 74,861,273 | 5,212,295 | 7.0 | 5.2 |
| 臨時財政対策債 | 28,475,268 | 17,817,747 | 10,657,521 | 59.8 | 57.7 |
| 合計 | 108,548,836 | 92,679,020 | 15,869,816 | 17.1 | 13.9 |
| 地方特例交付金 | 1,724,739 | 1,754,196 | ▲ 29,457 | ▲ 1.7 | ▲ 3.2 |

注 1 数値は県内市町の合計です。

2 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。

なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。

3 地方特例交付金は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものです。

なお、令和3年度においても、自動車税の環境性能割および軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、自動車税減収補填特例交付金および軽自動車税減収補填特例交付金が交付されます。

4 普通交付税および臨時財政対策債の全国伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

II 交付決定額等のポイント

下記の理由から、基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）が増加し、基準財政収入額が減少したため、普通交付税および臨時財政対策債の総額が2年連続で増加した。

(1) 基準財政需要額・基準財政収入額

《基準財政需要額》（臨時財政対策債振替前）

対前年度で、78億5,746万8千円の増額（+2.7%）

【主な増要因】

- ・地域振興費の増（合併算定替終了（5市町）等に伴う増）
- ・地域デジタル社会推進費の創設（皆増）
- ・高齢者保健福祉費の増（介護給付費負担金等の増）
- ・社会福祉費の増（障害者自立支援給付費負担金等の増）

【主な減要因】

- ・その他教育費の減（幼稚園等の小学校就学前子どもの数の減）
- ・包括算定経費の減（合併算定替終了（5市町）等に伴う減）

《基準財政収入額》

対前年度で、91億5,330万円9千円の減額（▲4.6%）

【主な減要因】

- ・市町村民税（法人税割）の減（調定実績の減および算定に用いる乗率の減等に伴う減）
57億7,540万3千円の減額（▲61.6%）
- ・市町村民税（所得割）の減（単位税額の下落に伴う減）
29億8,004万1千円の減額（▲4.8%）
- ・固定資産税（家屋）の減（令和3年度評価替えに伴う平均価格の下落による減）
5億9,582万9千円の減額（▲1.7%）

【主な増要因】

- ・法人事業税交付金の増（県から市町へ交付する額の割合の増加に伴う増）
3億6,489万6千円の増額（+22.1%）
- ・株式等譲渡所得割交付金の増（株高に伴う譲渡益の増）
3億2,463万6千円の増額（+72.4%）

(単位：千円、%)

| 区 分 | | 令和3年度(A) | 令和2年度(B) | 増減(A)-(B) | 伸率 | 全国伸率 (市町村分) |
|--------------------------------|--|------------------------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 基準財政需要額 | 個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g) 除く) | 223,848,811 | 220,556,527 | 3,292,284 | 1.5 | 2.4 |
| | 地域の元気創造事業費(b) | 3,649,002 | 3,626,505 | 22,497 | 0.6 | 7.7 |
| | 人口減少等特別対策事業費(c) | 4,258,528 | 4,185,293 | 73,235 | 1.7 | ▲ 0.3 |
| | 地域社会再生事業費(d) | 2,427,292 | 2,391,305 | 35,987 | 1.5 | ▲ 0.1 |
| | 地域デジタル社会推進費(e) | 1,138,432 | | 1,138,432 | 皆増 | 皆増 |
| | 公債費(f) | 34,209,316 | 33,745,314 | 464,002 | 1.4 | ▲ 0.2 |
| | 包括算定経費(g) | 30,334,298 | 31,322,330 | ▲ 988,032 | ▲ 3.2 | 4.8 |
| | 合併算定替縮減額(h) | | ▲ 3,819,063 | 3,819,063 | 皆減 | |
| | 基準財政需要額(臨財債振替前)(i) =(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h) | 299,865,679 | 292,008,211 | 7,857,468 | 2.7 | |
| | 臨時財政対策債 振替相当額(j) | 28,475,268 | 17,817,747 | 10,657,521 | 59.8 | 57.7 |
| 錯誤措置額(k) | ▲ 473,061 | 103,982 | ▲ 577,043 | ▲ 554.9 | | |
| 基準財政需要額(臨財債振替後) (i)-(j)+(k) | 270,917,350 (299,392,618) | 274,294,446 (292,112,193) | ▲ 3,377,096 (7,280,425) | ▲ 1.2 (2.5) | ▲ 0.6 (2.7) | |
| 基準財政収入額 | 190,647,117 | 199,800,426 | ▲ 9,153,309 | ▲ 4.6 | | |
| 錯誤による増減額 | 9,828 | 36,265 | ▲ 26,437 | ▲ 72.9 | | |
| 基準財政収入額(錯誤含む) | 190,656,945 | 199,836,691 | ▲ 9,179,746 | ▲ 4.6 | ▲ 3.4 | |

※令和3年度の財源不足団体について、対前年度との増減、伸び率を算出している。

※ () は臨財債を含んだ額

(2) 市町別普通交付税+臨財債および交付・不交付の状況(詳細は別紙のとおり)

①不交付団体

○ 不交付団体はなし(昨年度は1団体)

②交付団体

- 県内すべての団体が交付団体(平成29年度以来4年ぶり)
- 県内19市町すべてにおいて普通交付税+臨財債が増加

竜王町：平成29年度以来4年ぶりに交付
※市町村民税(法人税割)の減収等のため

★普通交付税+臨財債の増加率の高い3団体

- ①栗東市 (+ 244.7%) +809 百万円
- ②草津市 (+ 115.5%) +1,958 百万円
- ③多賀町 (+ 37.2%) +393 百万円

(3) 算定に用いる国勢調査人口の切替え

- 算定基礎となる人口については、令和3年度から令和2年国勢調査の人口を用いることとされている(平成28年度～令和2年度は平成27年国勢調査の人口を使用)
- 人口急減補正については令和3年度以降も引き続き講じられ、本県は、8市町(長浜市、甲賀市、高島市、米原市、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町)に適用

※人口急減補正：人口が急減しても行政経費を一度に減らすことは困難なことから、財政運営に支障を来さないよう減少人口の一定割合を復元する補正。令和3年度の算定では、平成27年国調人口からの人口減少率が1.7%(条件不利地域等を除く人口減少団体の平均減少率)以上の団体に適用。

(4) 「地域デジタル社会推進費」の創設に伴う基準財政需要額の増

- 地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取り組みに要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」(全国2,000億円程度)を創設
- 算定額については人口を基礎とし、地域住民や地域企業に対する取組の必要性に着目した割増しを実施
- 「地域住民を主な対象とする取組に係る指標(高齢者人口、障害者手帳交付台帳登録人口)」、「地域企業を主な対象とする取組に係る指標(事業所数、一次産業事業所数、中小企業数)」を用いてそれぞれ1/2程度ずつ算定
- 本県内市町においては、約11億3,800万円の需要額を算定

(5) 市町村合併に伴う合併算定替の終了による一本算定化

- 昨年度まで適用のあった5市町(大津市、長浜市、東近江市、米原市、愛荘町)の合併算定替が終了し、今年度から一本算定が適用される

※合併算定替：旧合併特例法に基づく合併の場合、合併後10カ年度(さらに5カ年度は激変緩和措置)、合併新法に基づく合併の場合、合併後5～9カ年度(さらに5カ年度は激変緩和措置)は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障されていたもの。